

奨学金制度(民間奨学金含む)	https://www.chiba-u.ac.jp/students/payment/scholarship.html
入学料・授業料免除制度	https://www.chiba-u.ac.jp/students/payment/exemption.html

内容	項目	お問い合わせ	回答
・入学料 ・授業料 ・奨学金	1	入学料・授業料免除を受けるためにはどのような手続きが必要か？	<p>修学支援新制度に基づき、原則、学部生の入学料・授業料免除は、日本学生支援機構の「給付奨学金」に連動して免除されます。そのため、給付奨学金の申請が必要です。</p> <p>給付奨学金に採用されれば、その採用区分に応じて入学料・授業料免除が減免されます。採用されなかった場合は減免されません。</p>
	2	給付奨学金の申請はいつ行えばいいのか？	<p>毎年4月と9月に申請期間があります。申請資料の配布期間や提出期間等については、奨学金制度のWebページに掲載します。</p>
	3	高校で給付奨学金の採用候補者となっている場合はどのように手続きを行えばいいのか？	<p>学生支援課に「採用候補者決定通知」を提出し、併せて「進学届」をインターネット上で入力することで、正式に給付奨学金に採用されます。その採用を以て、入学料・授業料が減免されます。</p>
	4	入学手続きで入学料免除を選択したが、今後どのような手続きが必要か？	<p>給付奨学金の申請を行ってください。入学料免除単独での手続きは原則ありません。</p> <p>※入学料については、入学年度の前期に採用となった場合のみ、免除の対象となります。</p>
	5	入学手続きで入学料免除を選択し、給付奨学金の申請を行った。入学料免除の結果が分かるのはいつか。また、支払いが必要になった場合はいつ支払うのか。	<p>給付奨学金の採用結果を元に、<u>7月中旬頃</u>に「入学料・授業料の免除結果」として通知します。その後、要納入額がある場合は、所定の期日までに納入いただきます。</p>
	6	給付奨学金に申請し採用となった。事前に免除の申し出をしなかったため、既に入学金・授業料を納入しているが、返金されるのか。	<p>給付奨学金の採用区分に応じて入学料・授業料を返金いたします。</p> <p>※入学年度の後期以降に採用となった場合は、入学料免除の対象となりません。</p>
	7	生計維持者が死亡し、家計が急変してしまったが、授業料免除を受けることはできるか？	<p>通常の給付奨学金の申請時期は4月と9月の2回ですが、生計維持者等の死亡による家計急変については、<u>家計急変採用</u>として別途申請を行うことができる場合があります。<u>事由発生日から3ヵ月以内</u>に学生支援課に相談してください。</p> <p>給付奨学金に採用となった場合、併せて授業料の減免も受けることができます。</p> <p>※家計支持者の急死、被災等の事情により家計が急変し、授業料の納入が困難となった場合、給付奨学金に連動する授業料免除とは別に、<u>大学独自の授業料免除</u>への申請を受付ける場合があります。該当がありましたら、同様に学生支援課にご相談ください。</p>